

看板等（屋外広告物）は、 建築基準法に適合する必要があります

- 高さが4mを超える看板は、横浜市屋外広告物条例の許可申請とは別に、建築基準法の建築確認申請（工作物）を行う必要があります。
- 建築確認申請の要否に関わらず、防火地域内で、①屋上看板又は②高さが3mを超えるその他の看板等（膜材のみの看板を含む）を設置する場合は、主要な部分を「不燃材料（防災材ではありません）」で造るか覆う必要があります。
- 看板により建築物の開口部（窓等）をふさぐと、建築物の採光、排煙及び非常用進入口等に関する基準に適合せず、建築基準法違反になる場合があります。

表 看板等の建築基準法の規制

○：必要あり ×：必要なし

屋外広告物の設置場所・高さ		防火地域内では 不燃材料で造るか 覆う必要があるか	建築確認申請 (工作物)を行う 必要があるか
①屋上看板	高さが4mを超えるもの	○	○
	// 4m以下のもの	○	×
②その他の看板等 (壁面看板/袖看板/広 告塔・広告板/アーチ 看板等)	高さが4mを超えるもの	○	○
	// 3mを超えるもの	○	×
	// 3m以下のもの	×	×

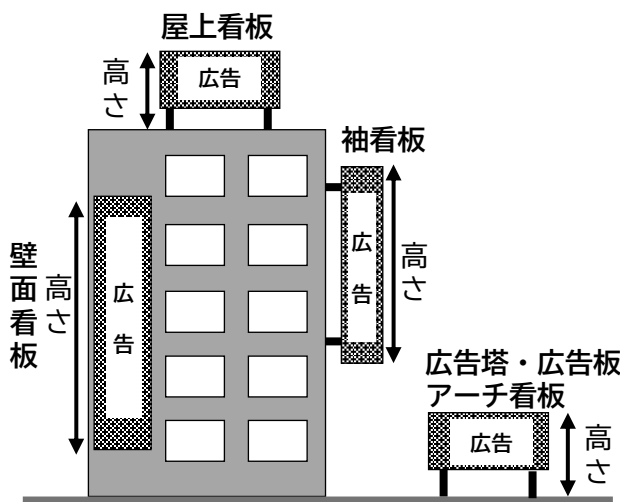


図 建築基準法の規制を受ける看板等の高さ

※ 防火地域は、横浜市行政地図情報提供サービス「iマッピー」でご確認ください。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

建築基準法に適合するように、看板等を設置する前に建築士にご相談（有料）ください。

建築士の紹介窓口

（一社）横浜市建築士事務所協会

☎ 045 (662) 1337